

平成30年度コンプライアンス講習会を開催しました。

11月8日（木）、日本教育会館において、平成30年度コンプライアンス講習会を開催しました。

林土連では、公共事業を受注する会員企業の企業倫理と法令遵守の意識を高めるために平成26年にコンプライアンス委員会を設置しましたが、この委員会の重要な事業として、コンプライアンス講習会を5年連続で開催したものです。

この講習会には、コンプライアンス委員のほか、各協会でコンプライアンス活動を推進する立場にある会員46名が出席しました。

冒頭に、林土連コンプライアンス委員会の堀川隆志委員長から、開会の御挨拶をいただきました。続いて、菊池専務理事から、5年目を迎えたコンプライアンス活動について、原点を忘れずに活動を継続する必要性や発注者との関係の留意点、当協会の役割などについて説明がありました。

講習会の講師は、昨年引き続き、公正取引委員会からお招きしました。今回は、公正取引委員会相談指導室の児玉貴士係長にお越しいただき、「公正かつ自由な競争の確保～不当な取引制限（価格カルテルと入札談合）の未然防止～」と題して、独占禁止法が禁じる談合など4種類の行為を行わないように詳しく御教示をいただきました。

独占禁止法は、時に違反事件が報道されるように、違反行為に対しては排除命令や課徴金、重大な違反には刑事罰が課せられることがあります。

林土連と各協会にとって、法令遵守などコンプライアンス活動は極めて重要であり、参加された方々はこの講習会の伝達研修を行うなど、取組の強化をお願いします。

また、業務御多忙の中にも係わらず、講師を務めていただいた公正取引委員会の児玉様には改めて御礼を申し上げます。



挨拶をされる堀川委員長



公正取引委員会児玉係長の御講演

